

令和7年度第2回門真市地域公共交通会議 議事録

日 時：令和8年1月19日(月)9:30～

場 所：門真市役所別館3階 第3会議室

出席者：(委員)田中委員、西堀委員、田中委員、檀委員、宮本委員、前田委員、吉岡委員、
俵委員、吉井委員、艮委員

議事次第：1. 開会

2. 議事

- 案件1 令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について
- 案件2 門真市乗合タクシーについて
- 案件3 門真市循環バスについて
- 案件4 門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について(諮問)

【一時休会】

案件5 答申

3. その他

4. 閉会

次第1. 開会

事務局

定刻となりましたので、令和7年度第2回門真市地域公共交通会議を開会いたします。

本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます、まちづくり部都市政策課長の白川でございます。

本日はよろしくお願ひいたします。恐れ入りますがこれ以降着座にて進行させていただきます。

本日は、委員12名中10人がご出席されており、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

尚、後日議事録を作成させていただくため、会議内容を録音させていただきますことと、会議風景の写真撮影を行う場合がございますので、何卒ご了承いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日は、乗合タクシー及び循環バスの運行状況の報告、来年度からの本格運行への移行についての協議を行い、一時休憩を挟みまして、乗合タクシー及び循環バスの諮問・答申を行うこととしております。

また、休憩時間中に門真市地域公共交通会議運賃協議部会の開催も行います。

委員の皆さんにおかれましては、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、次に、本日の資料を確認させていただきたいと存じます。

- ・議事次第
- ・門真市地域公共交通会議委員名簿
- ・配席図
- ・令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について
- ・門真市乗合タクシーについて
- ・門真市循環バスについて
- ・門真市乗合タクシー 道路運送法第4条運行への移行について
- ・門真市循環バス 道路運送法第4条運行への移行について
- ・門真市循環バス 移動円滑化基準の適用除外について

以上になりますが、資料の不足はございませんでしょうか？

本日の出席者につきましては、「配席図」のとおりでございます。

それでは、ここからの進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願ひいたします。

次第2. 議事 案件1

会長

それでは、次第2の「議事」案件1の「令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について」を事務局より説明をお願いします。

事務局（パシフィックコンサルタンツ）

「令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について」を説明

(説 明)

会長

「令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について」、ご意見等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、「令和7年度第1回門真市地域公共交通会議での意見への対応について」は、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、「令和7年度第1回門真市地域

公共交通会議での意見への対応について」は、事務局案を採用し決定いたします。

次第2. 議事 案件2

会長

次第2の「議事」案件2の「門真市乗合タクシーについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局（パシフィックコンサルタンツ）

資料5の「門真市乗合タクシーについて」を説明

(説 明)

会長

「門真市乗合タクシーについて」、ご意見等ございませんでしょうか。

(協 議)

会長

他にご意見等ございませんでしょうか。

それでは、「門真市乗合タクシーについて」、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

副会長

順調に推移してきていると受け止めました。本格運行に向けて準備が整ったと言つても良いのではないかと考えております。

利用者が増えてきているなかで、周知がまだ届いていない方がいるのかどうか、乗合タクシーの利便性を享受できていない方がいるのかどうかを点検されることも、ご検討いただけだと良いかと思います。それは、さらに利用者を増やしていく可能性があるかどうかということです。

現状を見ておりますと、お断り件数もかなり出てきているということですので、これ以上利用者が増えても、供給が追い付かないということになりかねない状況だと思われますので、その点で予約アプリの検討は有効と考えております。アプリ以外に、電話でも予約可能ということですので、利用者の利便性も上がり、不便を被る方もいらっしゃらないだろうと考えられます。代替案と比べても効果的ということですので、実現に向けてご検討いただくと乗合タクシーそのものの効率的な運営につながると考えておりますので、ご検討いただければと思います。

ただその際に、例えばアプリの使い方が分からぬ方々へのフォロー、また利用者が増えると、運転手の方の負担への配慮にも目を向けていただければ思います。

事務局

これまで広報等による周知を実施してまいりました。社会実験を実施していくなかで、市民の方からの知らなかつたといったお声が減少している感覚はございますが、一方で、知らない方もおられる可能性もございますので、高齢者の方が利用されることが多い病院やスーパーへのチラシ配布等による周知についても検討してみたいと思います。

会長

他にご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

ご意見がないようですので、「門真市乗合タクシーについて」、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、「門真市乗合タクシーについて」は、事務局案を採用し決定いたします。

次第2. 議事 案件3

会長

次に、次第2の「議事」案件3の「門真市循環バスについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局（パシフィックコンサルタンツ）

資料3の「門真市循環バスについて」を説明

(説 明)

会長

「門真市循環バスについて」、ご意見等ございませんでしょうか。

副会長

利用者数は順調に推移されているということですが、一部、定時性等に課題があるということでした。利用の少ないバス停や便があるということが指摘されております

ので、そういったことを踏まえて見直し検討を進めていただけるとよろしいかと思います。コメントでございます。

会長

他にご意見等ございませんでしょうか。

それでは、「門真市循環バスについて」は、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、「門真市循環バスについて」は、事務局案を採用し決定いたします。

次第2. 議事 案件4

会長

次第2の「議事」案件4の「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について」を事務局より説明をお願いします。

なお、運賃に関する協議につきましては、会議の休憩中に運賃協議部会で協議を行い、会議再開後に報告を受けますので、よろしくお願いします。

事務局 パシフィックコンサルタンツ

資料4, 5, 6の「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について」を説明

(説 明)

会長

「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について」、ご意見等ございませんでしょうか。

委員

乗り合いタクシーの4条運行への移行は8年4月1日からの実施で、AI オンデマンドの導入の開始時期はまだ分からぬということでしょうか。

事務局

予算確保がこれからになりますので、実施時期は未定です。

委員

わかりました。国補助とか活用されるのであればまたご相談ください。

乗合タクシーについて、前回にもお話しさせていただいて、回答はいただいているが、自宅からのドアツードアで運行をされて、AI オンデマンドを入れて乗合率を上げていくということですが、乗合率を上げたいということであれば、自宅からではなく、乗降ポイントの設定を一度考えていただくこと良いかと思います。AI オンデマンドを入れても運行頻度はそれ程変わってこないと思いますので、そこも少し考えていただくのもひとつかと思います。これは意見です。

もう 1 点、循環バスについてですが、7 時 40 分発の便も利用が少ないというご説明でしたが、その便は残す形で検討されており、なおかつ 少し時間が早まっているのは、利用者が通勤通学、そういった方がおられるということによろしかったでしょうか。また、循環バスの方は、支払い方法は現金だけということですが、通勤・通学もおられますけども、定期などはないということでしょうか。

事務局

はい。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

今のご質問を受けて、資料の補正として、4 条運行への移行は令和 8 年 4 月 1 日から、予約アプリの導入については 4 月以降を予定とさせていただきます。

委員

循環バスについて、円滑化基準の適用除外の申請をされるにあたって、車のスペースについての項目もあるのですが、大型のシルバーカーなど、高齢者の方も利用される可能性もあると思いますが、ワンボックスカーの場合、どういう運用されるのか疑問に思いました。どういう運用を考えられておられるのか教えていただけたらと思います。

会長

どうもありがとうございます。事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

車椅子をご利用の方につきましては、折りたたみが可能な車椅子であれば利用可能というお話をさせていただいております。

車両が、トランク部分に広いフラットスペースを確保できますので、車椅子2台程度でしたら積み込むことが可能です。折り畳みできるものであれば利用いただくことができます。

会長

昇降リフト機能のある車両ではないので、電動車椅子などは循環バスを使うことが難しいということでしょうか。

事務局

はい。

会長

その他ご質問等ございますでしょうか

副会長

コメントでございますけども、課題点を潰していくような形で見直しをされ、本格運行を実施されるということは良いことだと思います。今後、本格運行開始後も適宜見直し検討していただけだと良いかと思います。

委員

前回の会議でも申し伝えました通り、今回経路変更されるというところで、路線バスと時間が重ならないことが大事でございます。共用するバス停での同発は、絶対に避けていただきたい。

資料にはなかったのですけども、ご利用されている方のOD、利用区間がやはり重要と考えています。どこから乗ってどこで降りたのか、今は降車場所、乗車場所だけしか表示はされてないですけども、どこからどこへ利用されている方が多いのというところは、もう少し探っていただいた方が良いかと思います。

長距離区間乗っておられるのか、短距離区間で乗っておられるのか、特に門真市駅であれば、ららぽーとへ行かれる方が非常に増えているのであれば、ここだけの利用なのか、どうなのかということも考えないといけないということも起こると思いますので、そのあたりは把握していただいた方が良いと思うところです。

4条運行への移行ということで、今後も色々課題が出てくると思います。我々も生みの苦しみもたくさん経験しているところでございます。その辺は一緒になって協力

させていただけたらと思います。

委員

現在は 21 条運行で、4 月から 4 条運行に移行ということですが、この時期、申請が増えますので、事前に相談の上、適切に申請をしていただければと思います。

会長

他にご意見ございませんでしょうか。各方面からのご意見ありがとうございます。

それでは、一旦休憩を挟んで運賃協議部会を開催いたします。一旦事務局にお返しいたします。

事務局

会議の休憩中に運賃協議部会を開催いたしますので、運賃協議部会員以外の方は事務局の案内で退席をお願いいたします。

(休憩)

事務局

これより門真市地域公共交通会議を再開いたします。

運賃協議部会での運賃に関する協議結果をご報告いたします。

運賃に関しては、中学生以上の大 250 円、小学生及び障がい者手帳をお持ちの方とその介助者 1 名に関しては 100 円、未就学児無料となりました。

それでは、ここからの進行につきましては、引き続き会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

会長

それでは運賃協議部会の報告を受けまして、「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法 4 条運行への移行について」、ご意見ございませんでしょうか。

委員

運賃が 250 円に決まったというところではございますが、弊社は、昨年の 12 月に運賃改定をさせていただいて、1 年が経ちました。この 1 年間は、運賃改定による增收効果があったのですが、12 月を過ぎてからは、その効果もなくなってきたところです。我々は、これからバス運営は非常に厳しくなってくるという見方をしておりま

す。250円で運行させていただいているが、12月に値上げした際に、上限運賃の届出上は290円まで上げることができるという形にさせていただいている。

今回、250円での運行を決めていたところではありますが、弊社につきましても、運転手の確保であったり、整備費用も発生するなど、運営が難しくなってくると、運賃を上げて収入を増やすことが、お客様が減ってきており、唯一の手段になってきます。弊社についても今後、さらなる運賃改定をしなければいけない状況にあるというところで、民間交通事業者である我々と、若干差異が出る可能性があるということに、含みを持たせていただきたいと思います。

会長

他にご意見等ございませんでしょうか。

それでは、協議事項として「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について」、事務局案のとおりとして、答申としてよろしいでしょうか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ご異議がないようですので、協議事項「門真市乗合タクシー及び門真市循環バスの法4条運行への移行について」は、事務局案を採用し答申いたします。

次第3. その他について

会長

次に、次第3に進めさせていただきます。

「その他について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

本日ご審議いただき、協議が整いました道路運送法第4条運行への移行手続きを進めてまいります。

次回は秋頃に運行後の報告を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

会長

ここまで、全体を通して、何かご意見等ございませんでしょうか。

次第4. 閉会

会長

それでは、以上で会議を終了させていただきたいと思います。

皆様、本日は議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。